

# 島根県公立中学校臨時的任用教員等募集要項

令和2年12月25日  
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時的任用教育職員を以下のとおり募集します。

1 募集人数

松江市及び出雲市近郊 中学校技術 5名

2 任用期間

令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日の間で県が命じた期間

3 勤務内容

中学校において教諭に準ずる職務を行います。

※学習指導（教科指導）、生徒指導、その他校務に関する事務作業等

4 出願資格

以下のすべてに該当する者が出願できます。

○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

○中学校教諭普通免許状（技術）所有者

○現に県教育委員会が正式採用した公立学校教職員でないこと

※選考において教育職員経験者（臨時的任用を含む）を考慮します。

5 出願手続

(1) 出願期間

随 時

(2) 出願書類

次の①～③の書類を下記提出先まで郵送（簡易書留）または持参ください。

なお、封筒の表に「中学校講師臨時的任用出願書類在中」と朱書きしてください。

① 志願書（様式1）

② 志願票（様式2）

③ 所有免許状の写し

<出願書類提出先>

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

※出願書類の様式は、島根県教育委員会学校企画課のHPにあります。

※必ず教員免許状の種類・教科を記入してください。

## 6 勤務条件（給料等）

### (1) 給 料

常勤の講師等として採用された場合は、学歴、経験年数によって給料月額を決定します。  
なお、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。  
また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当、へき地手当、  
単身赴任手当、児童手当、へき地手当に準ずる手当、退職手当等を支給します。退職手当  
は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

### (2) 勤務時間

午前 8 時 15 分～午後 5 時 00 分（休憩時間を除く 1 日 7 時間 45 分）

※勤務校によって若干時間が異なりますが 1 日 7 時間 45 分の勤務時間は共通です。

### (3) 休 日

○日曜及び土曜日

○国民の祝日に関する法律に規定する祝日

○12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（前項の日を除く）

### (4) 休 暇

○有給休暇…任用期間によって異なります。（任期が 12 ヶ月の場合は 20 日、採用期  
間の長さに応じて付与されます）

○その他の休暇…基本的に正規職員に準じます。（一部法令等により異なる）

## 7 選考方法

○書類選考の上、面接審査により行います。

※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

## 8 その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

○常勤講師としての勤務が難しい場合はご相談ください。

## 9 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町 1 番地 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6164